

民法改正に関する重要ポイント

民法改正後に、賃貸借契約に個人の連帯保証人を付けて契約をする場合は極度額の記載が必要になります。

保証契約にも個人の連帯保証人を付けた場合は極度額の記載をしております。

そこで極度額と限度額の違いについて説明させていただきます。



●個人の連帯保証人の極度額とは

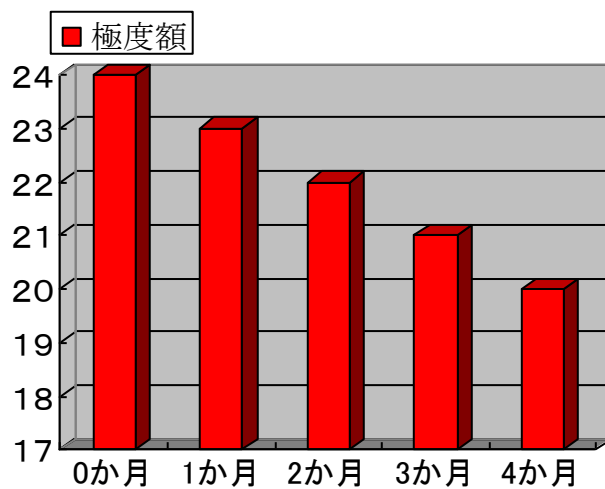
民法改正後、個人の連帯保証人がお支払いする最大限の保証額。

連帯保証人は決められた極度額をお支払いすれば、その後いかなる理由でも支払いする義務はない。

国が定めた法律の為、個人の連帯保証人を付けて契約した場合は極度額を記載しなければならず、極度額の記載をしなかった場合は連帯保証人の契約は無効になる可能性が非常に高い。

極度額は下図のように、連帯保証人が支払いをするたびに少なくなり最終的に連帯保証人に請求出来なくなります。

2020年4月民法改正



極度額が0になれば連帯保証人に請求は一切出来ない。

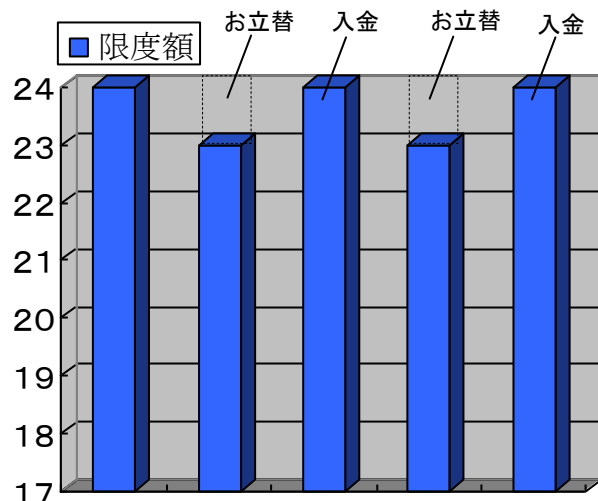
例) 極度額24か月分

●保証会社の限度額とは

保証会社が家主様に対して保証する限度額。

お立替をした後、入居者様から保証会社へ支払いがあれば、保証会社から繰り返し何度でも立替てもらえることが出来、入居から退去明渡まで保証を受ける事が出来ます。

限度額は下図のように、繰り返し保証が可能な為、入居から退去明渡まで保証を受ける事が出来ます。



繰り返し保証が可能な為、退去明渡まで安心です。

例) 限度額24か月分



株式会社 アルファ

鹿児島県鹿児島市照国町15-15 代表:099-223-7300

熊本・長崎・大分・宮崎・佐賀

九州6県でサービス展開中



家賃債務保証業
国土交通大臣(1)第32号